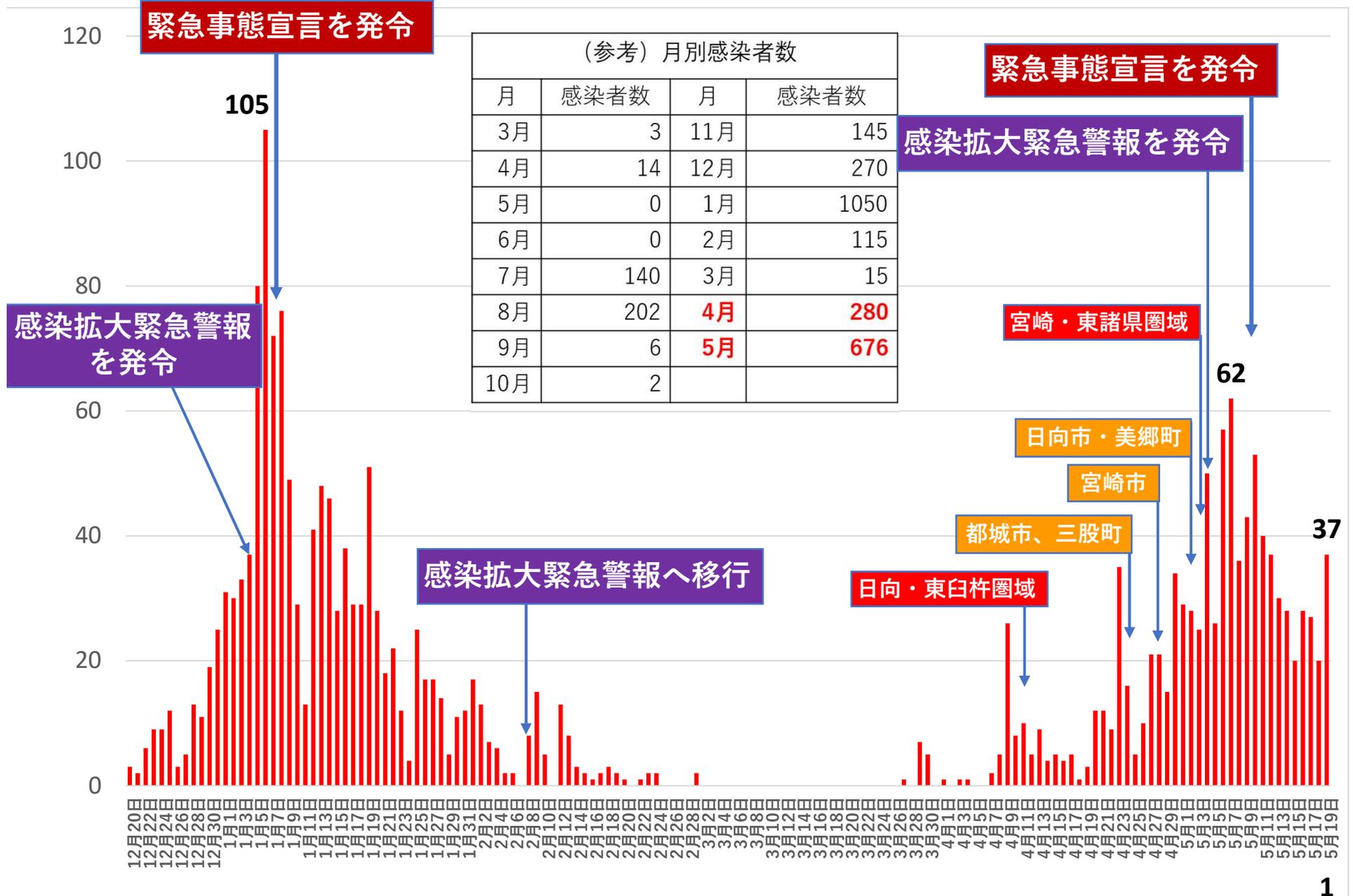


令和3年5月20日

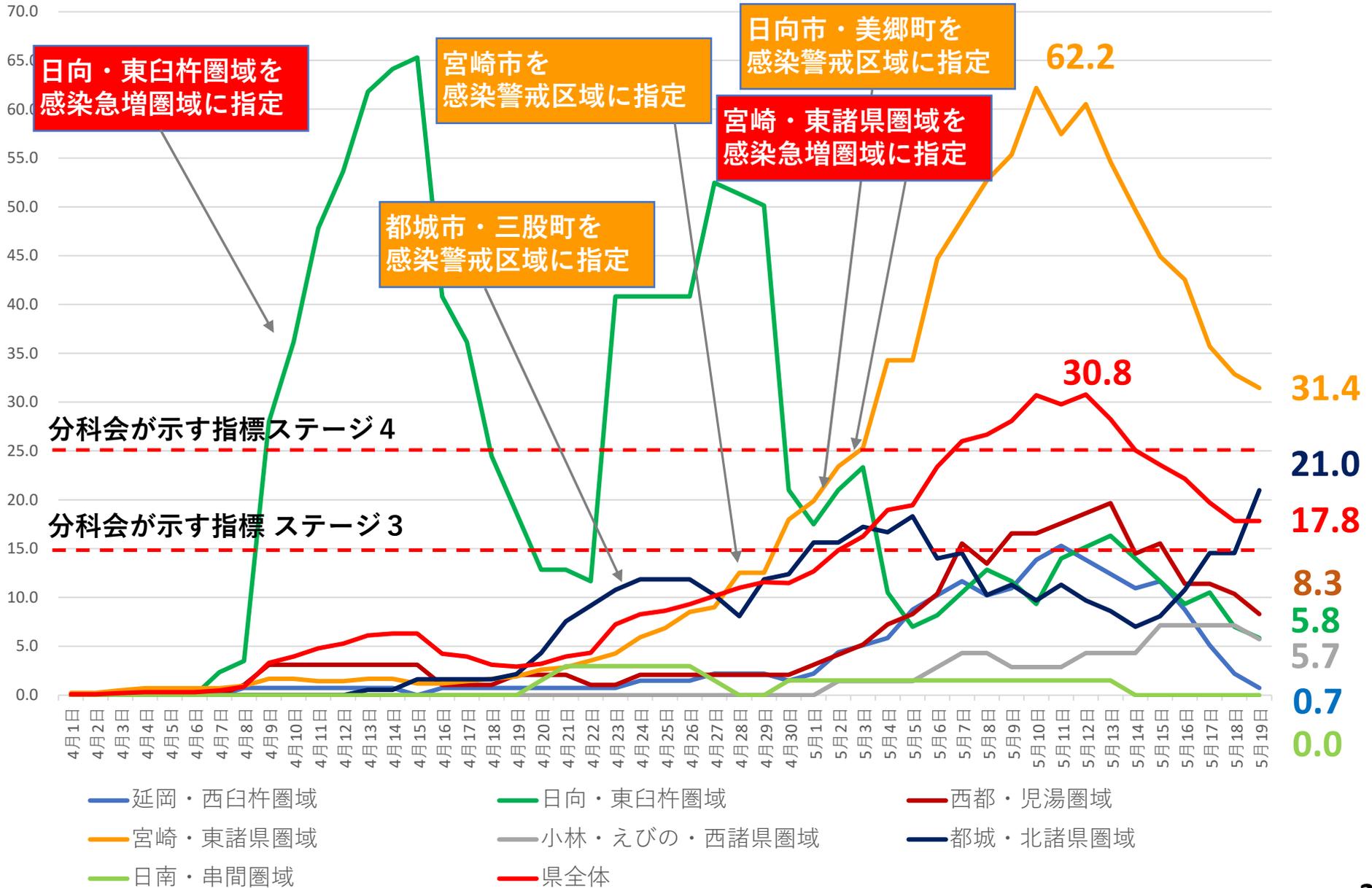
知事会見

本県の感染者数



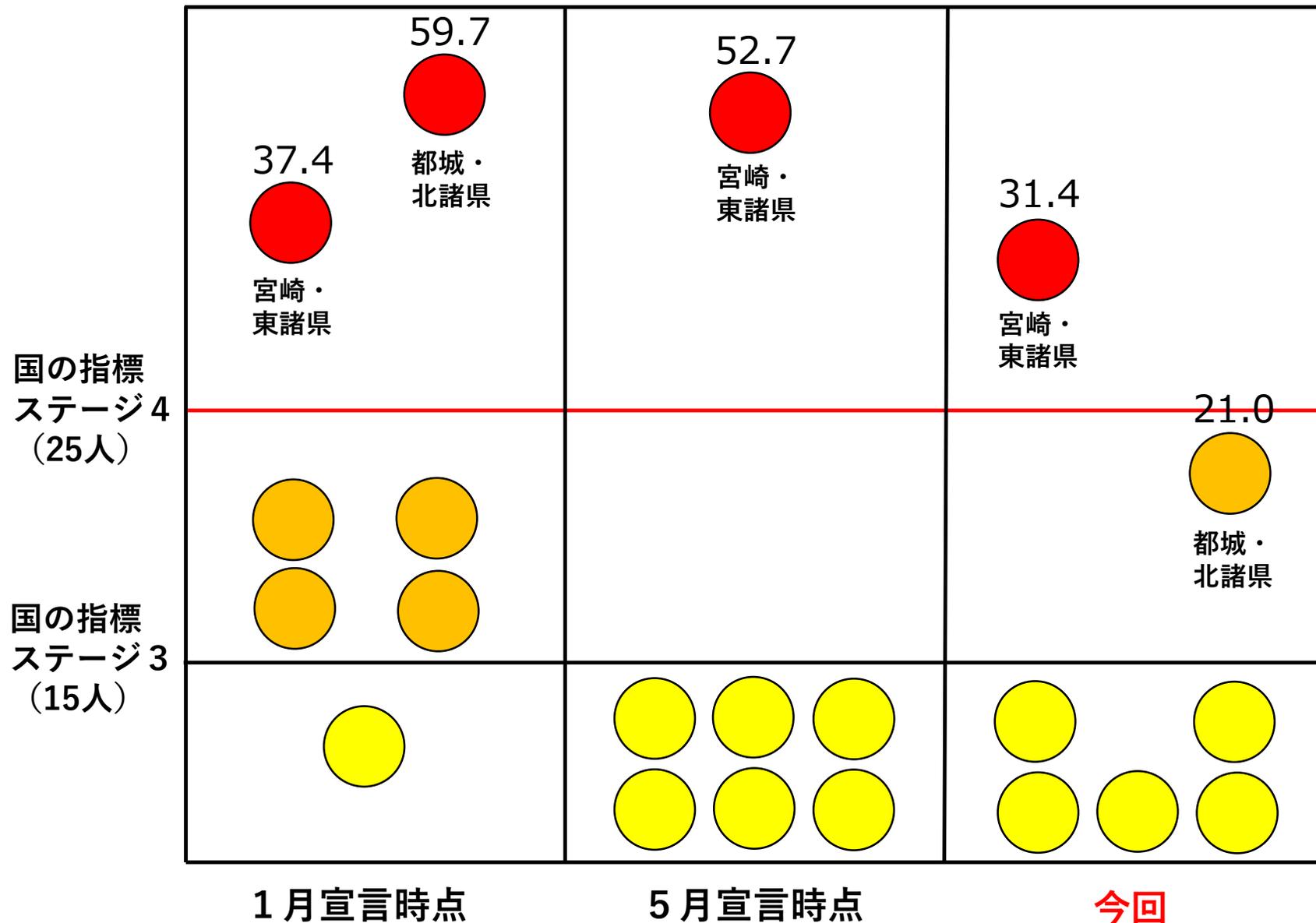
各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)

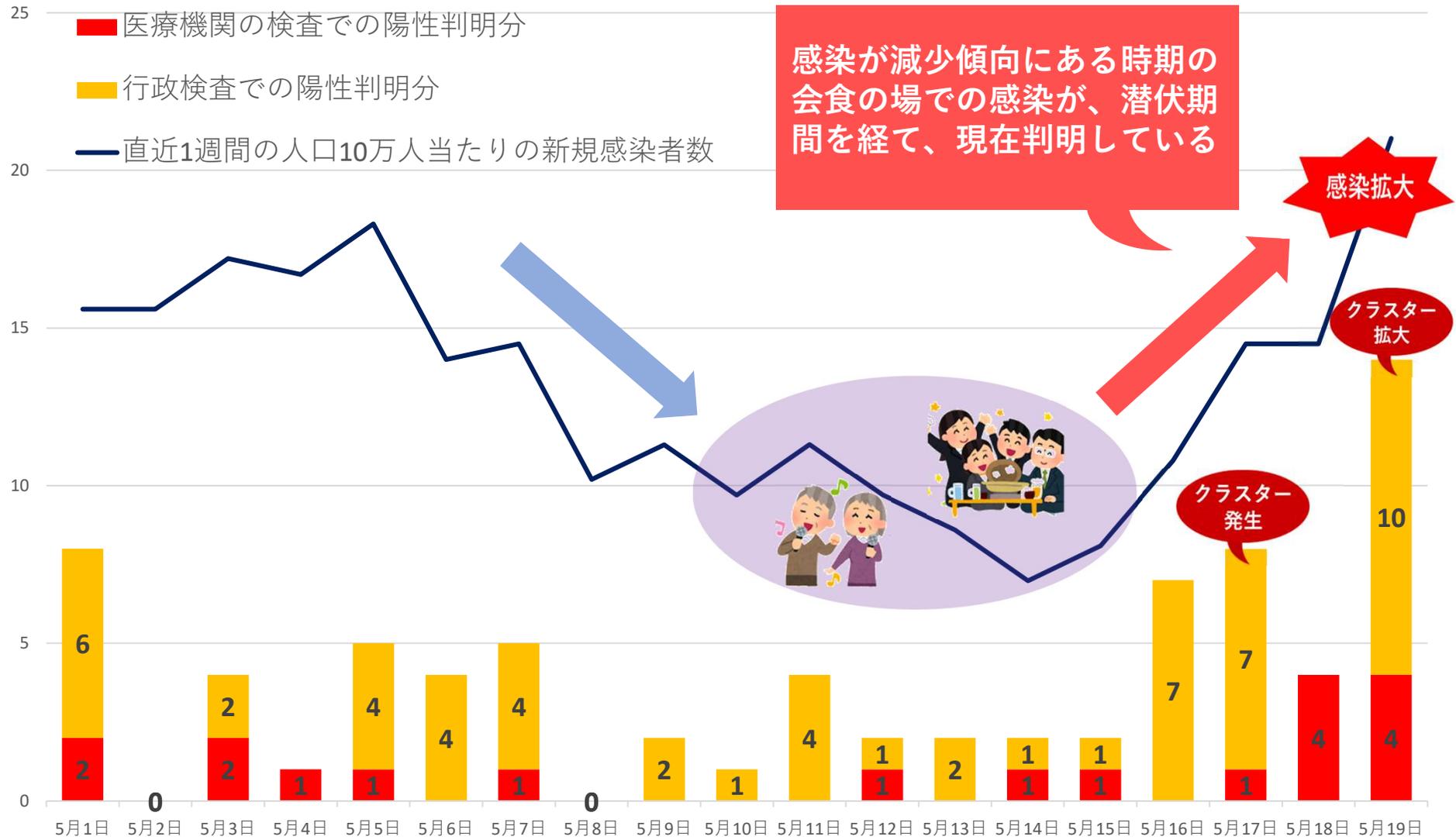


緊急事態宣言発令時の各圏域ごとの感染状況の比較

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



都城・北諸県圏域の感染状況



第4波への対応状況

5

～

6

2021 (令和3年)

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12

宮崎・東諸県圏域を
感染急増圏域に指定
(宮崎市に時短要請)

緊急事態宣言を発令

宮崎市の時短要請を
延長

都城市、三股町に
時短要請

都城市、三股町における営業時間短縮要請について

- 対象地域：都城市、三股町
 - 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
 - 営業時間短縮：5月21日（金）～6月10日（木）
を要請する期間（5月21日（金）午後8時から6月11日（金）午前5時まで）
 - 協力金の
支給対象期間：5月23日（日）～6月10日（木）
（5月23日（日）午後8時から6月11日（金）午前5時まで）
- ※感染状況により期間の短縮もあります。
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
 - 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

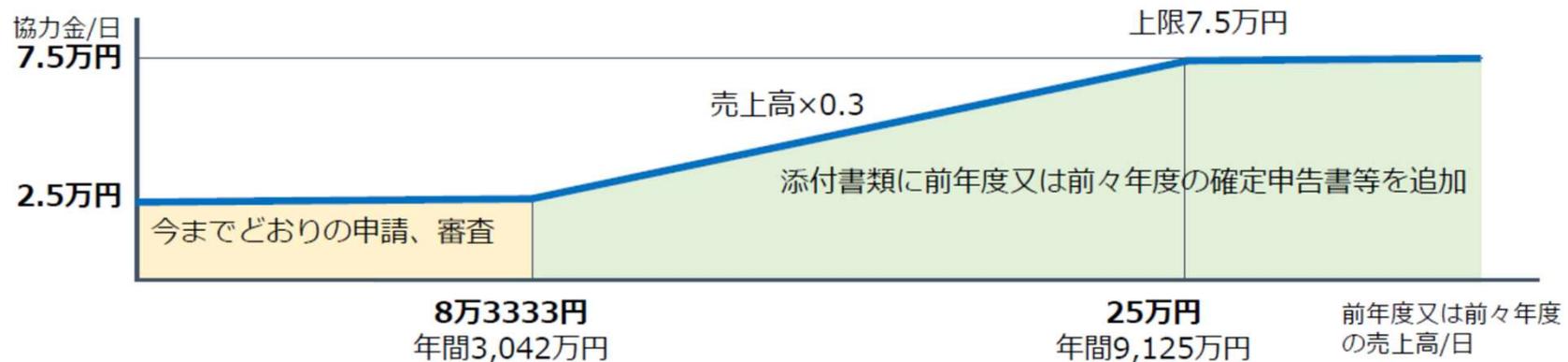
なお、要請期間が短縮された場合は、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.3（2.5万円～7.5万円）

○ 売上高方式【中小企業の場合】



2 大企業（中小企業も選択可）

○ 売上高減少額方式【大企業の場合】 ※中小企業においても、この方式を選択可

【計算式】

1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円又は前年度若しくは前々年度からの1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

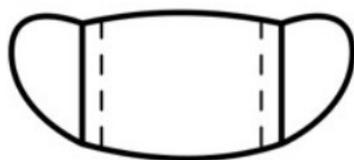
変異株への対策

■変異株は感染力が強いと言われており、「3密」の要因すべてが揃わなくても感染する可能性

全国では、屋外での飲食など「3密」の状況に当てはまらない場面での集団感染も

基本的な感染防止対策のより一層の強化を！

隙間の無いよう
適切に装着を



できる限り不織布
マスクの着用を

夜だけでなく、昼間の飲酒等の機会を通じて感染が広がるケースも！
昼夜問わず、会食やカラオケをする際は必ずマスクの着用を！

こまめな
手洗いを

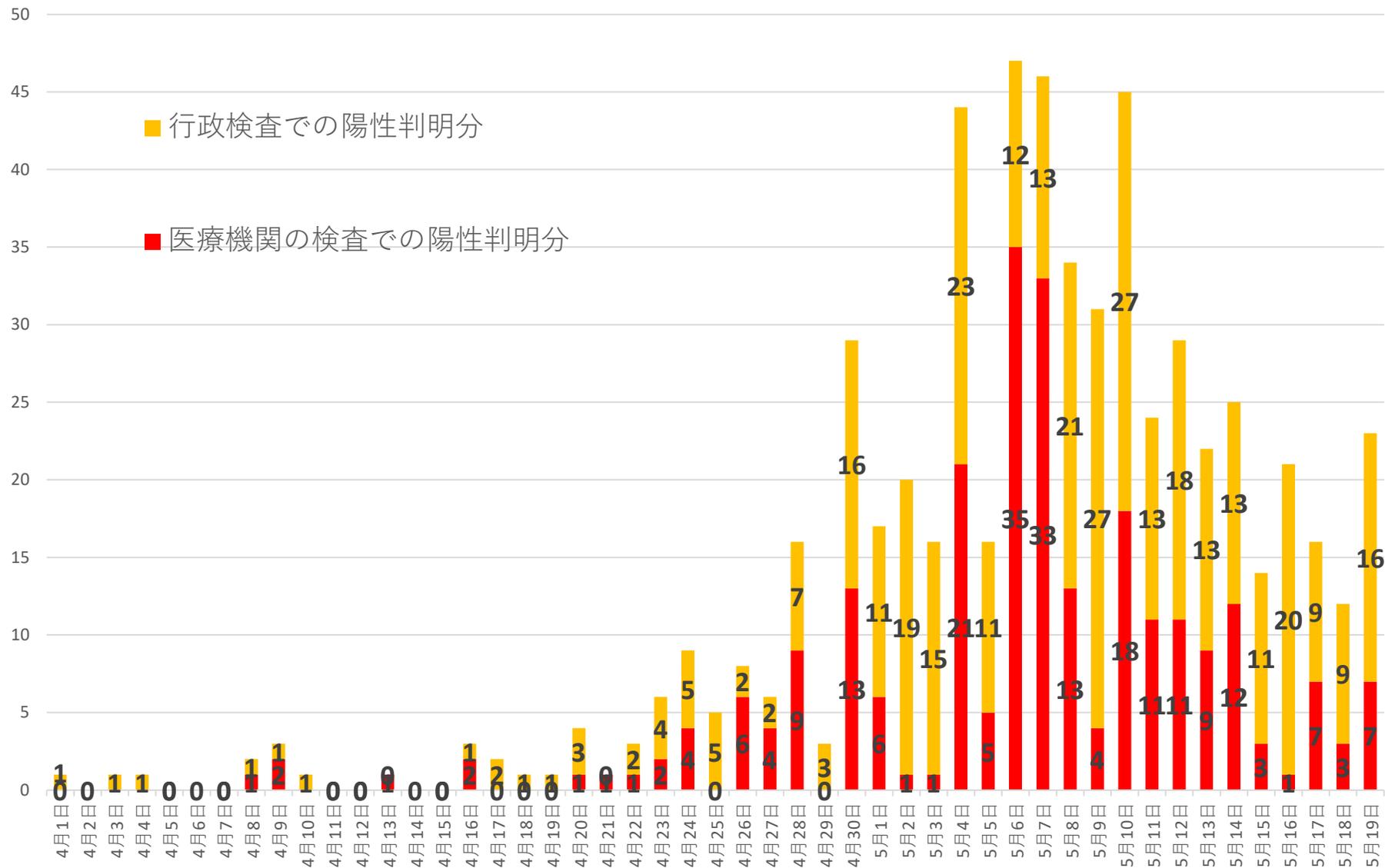


換気の
徹底を



県内でも換気の悪い「密閉」の空間でクラスターが発生するなど、特に注意が必要！
こまめな換気を行うなど空気環境の管理徹底を！

行政検査での陽性数と医療機関の検査での陽性数 (宮崎・東諸県圏域)



感染を拡大させないためのお願い

医療機関の検査での陽性判明が増加しています



症状が出て受診して初めて陽性が判明したということは、
それまで自覚のないまま感染を広げているリスクが高い



**健康観察に努め、ささいな症状でも
すぐに身近な医療機関の受診を！**

▼ **受診や相談する医療機関に迷う場合は…**

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター

☎0985(78)5670 **24時間対応**

「緊急事態宣言」

発令中！